

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年10月25日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年11月4日から同月24日まで縦覧に供する。

平成28年11月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中股地区	琴平町農政土木課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 榎井西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 川向地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 苗田杓子地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 池田股地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 橋地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 北山地区	〃